

令和4年度予算に向けた提言に対する回答

1 「学校教育」について

《提言内容》

施策名	03	学校教育
展開方向	01 02	確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。 体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。
<p>【確かな学力の育成】・【いじめ防止等に向けた取組】・【体罰根絶に向けた取組】</p> <p>・成果と課題</p> <p>いじめ防止等に向けた取組については、市内の小学校に専門的知識を有する支援員を派遣し、授業を通して児童の情報モラルの向上を図った。また、管理職や教員へいじめ防止に関する研修の充実を図ったことや、教育委員会事務局から学校訪問を行い、取組状況の確認や指導助言を行ったことにより、教員のいじめに関する感度が向上し、いじめの認知件数は大幅に増加した。また、いじめ問題対策連絡協議会においては、行政、学校、関係機関、PTA、地域関係団体が集まり、いじめについての情報共有を行い、いじめの未然防止・早期発見のために、各々ができる具体的な取組について意見交換を行った。しかしながら、児童生徒のスマホ所持率増加とともに、スマホを介したトラブルやネットいじめも起きているため、児童生徒自身がスマホの扱いに関して主体的にルールを作る必要がある。また、いじめに組織的に対応できていない学校があるなどの学校間格差を解消する必要がある。また、子どもに関わるすべての職員及び、地域、関係機関が、連携していじめ問題への対策について取り組むほか、子どもの権利を擁護するため、いじめ等について相談できる機関の設置が必要である。</p> <p>体罰根絶に向けた取組については、外部の専門機関に委託し、体罰防止に向けた特別研修として、学校管理職、教職員及び部活動関係職員を対象に研修を実施したが、受講者が受動的になることを防ぎ、理解が深まるように工夫する必要がある。</p> <p>市立尼崎高等学校の体罰事案を受け、体育科について科学的知見に基づく指導を取り入れた新たな教育課程を策定したが、取組を進める中で教育委員会事務局と学校現場との協力・連携が十分に機能しない状態となった。</p> <p>・今後の取組方針</p> <p>いじめ・体罰等といった人権侵害の根絶に向けては、学校、行政をはじめとする関係者が協力・連携し、学校ガバナンスの構築や具体的取組の推進、また、事案発生後の迅速な対応を行っていく必要がある。市立尼崎高等学校の教育課程改編等については、教育委員会事務局と学校現場との協力・連携に係る問題の所在について十分な検証を行った上で、今後の取組を着実に進めるべきである。</p>		

《提言に対する取組状況》

【令和4年度予算編成への反映状況及び今後の取組方針】

児童生徒一人ひとりの人権を尊重し、個性・能力を伸ばすとともに、心身ともに健康な成長を支えていけるよう、次に掲げる対策を講じ、学校現場と教育委員会の連携により、いじめの未然防止や体罰等の根絶に向けて取り組む。

- 市立小・中学校で実施している児童生徒の情報モラル向上を図るための専門的知識を有する支援員による出前授業を市立高等学校にも拡げることで、市立学校におけるいじめの未然防止につなげる。
- 加えて、児童生徒による主体的・効果的なスマートフォン等の使用に関わるルールづくりの取組を推進するため、スマホサミットを開催し、校種の枠を超えて児童生徒がともに考え、学びを深め、取組の輪を広げる。
- 子どもの人権擁護のための取組については、体罰やいじめ等の子どもの権利侵害に対して個別に権利救済を行うため、独立性と専門性を有する「子どものための権利擁護委員会」を中心に、子どもに寄り添い、しっかりと話や意見を聞き、子どもと一緒に解決に向けて考える取組を進めていく。また、その活動内容を対象となる子どもや保護者等へさらに周知していく。
- 体罰根絶に向けた特別研修においては、本市の現状にあった具体的な内容を盛り込むとともに、今年度策定した「尼崎市体罰等防止ガイドライン」をさらに周知していく。

市立尼崎高等学校の改革の取組を着実に進めるにあたっては、その体制強化として、高校教育課を設置するとともに、これまでの取組の問題検証を踏まえ、いじめ・体罰等を繰り返すことのないよう、学校自ら主体的に行う改革の取組を尊重しつつ、そうした取組に対して教育委員会事務局が助言・支援する立場であることをしっかり認識して進めていく。

また、改革を着実に推進するため学校、教育委員会が、取組内容や手法について引き続き協議、意見交換を行っていく。

2 「子ども・子育て支援」について

《提言内容》

施策名	04	子ども・子育て支援
展開方向	01	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
【妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援】		
・成果と課題		
<p>子ども等に係る医療費の一部助成については、令和元年7月より1歳から6歳の就学前児童の所得制限を撤廃し、助成対象を広げるなど、経済的負担の軽減を行っており、安定的・継続的な子育て世帯の支援につながっている。</p>		
<p>制度拡充を図ったものの、兵庫県内の他都市では、中学校3年生まで自己負担を無料とする動きが広がっており、助成内容に差が生じている中、利用状況及び転入・転出を行ったファミリー世帯などを対象としたアンケート調査結果と助成内容の関係性を分析するなどし、近隣市の状況や本市の財政状況を踏まえた上で、持続可能な制度について引き続き検討する必要がある。</p>		
・今後の取組方針		
<p>ファミリー世帯の転出超過という課題の解消に向けて、子どもの医療費助成については、本市の限られた財源の中で、持続可能な制度であることを前提に検討を行い、拡充すべきである。</p>		

《提言に対する取組状況》

【令和4年度予算編成への反映状況及び今後の取組方針】

子どもの医療費助成制度については、疾病等になった場合でも安心して暮らすことができるよう、保健の向上と福祉の増進につなげるとともに、子育て支援の充実を図るため、兵庫県内における他都市の状況も踏まえつつ、次に掲げる持続可能な拡充策に取り組む。

- 通院にかかる医療費については、0歳から中学3年生まで所得に関わらず助成の対象とし、自己負担について、所得と年齢の区分に応じて軽減する。
 - ・保護者その他子どもを扶養している者すべてが低所得者の世帯については、中学3年生まで自己負担なしとする。
 - ・市民税所得割額が23.5万円未満世帯の小学1年～中学3年生までは、1医療機関等につき1日400円とする。
 - ・市民税所得割額が23.5万円以上世帯の小学1年～中学3年生までは、1医療機関等につき1日800円とする。
- 入院にかかる医療費については、0歳から高校3年生まで所得に関わらず自己負担なしとする。

なお、コロナ禍での市民生活への影響を踏まえ、令和5年度に向けた段階的な拡充ではなく令和4年度に前倒しして一括して実施することとし、その財源については、構造改善効果額及び市債の早期償還により将来の公債費を抑制することで生じる収支改善分を活用する。

(参考)

		現行					拡充後				
		通院		入院			通院		入院		
3 子どもの医療 2 乳幼児医療	高校3年	対象外		対象外			対象外		自己負担なし		
	高校1年	対象外		対象外			対象外		自己負担なし		
	中学3年	自己負担2割		自己負担なし			自己負担なし		自己負担なし		
	中学1年	自己負担2割		自己負担なし			自己負担なし		自己負担なし		
	小学6年	自己負担2割		自己負担なし			自己負担なし		自己負担なし		
	小学4年	1医療機関等あたり 1日800円 (低所得者は800円) 月2回まで自己負担		自己負担なし			自己負担なし		自己負担なし		
	小学3年	1医療機関等あたり 1日800円 (低所得者は800円) 月2回まで自己負担		自己負担なし			自己負担なし		自己負担なし		
	小学1年	1医療機関等あたり 1日800円 (低所得者は800円) 月2回まで自己負担		自己負担なし			自己負担なし		自己負担なし		
	就学後 就学前	自己負担なし		自己負担なし			自己負担なし		自己負担なし		
	1歳	自己負担なし		自己負担なし			自己負担なし		自己負担なし		
0歳	自己負担なし		自己負担なし			自己負担なし		自己負担なし			
所得制限	低所得者※1	所得割額 23万5千円 未満	所得割額 23万5千円 以上	所得割額 23万5千円 未満	所得割額 23万5千円 以上	所得割額 23万5千円 未満	所得割額 23万5千円 未満	所得割額 23万5千円 以上	所得割額 23万5千円 未満	所得割額 23万5千円 以上	所得割額 23万5千円 以上

※1 低所得者 保護者その他子どもを扶養している者すべてが非課税者であって、年金収入とその他の所得の合計が80万円以下の者をいう。

… 現行の県制度へ上乗せして市独自で実施している制度

… 令和4年度から新たに市独自で実施する制度

3 「子ども・子育て支援」について

《提言内容》

施策名	04	子ども・子育て支援
展開方向	02	保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
<p>【保育事業】・【放課後児童対策（児童ホーム）】</p> <p>・成果と課題</p> <p>保育事業については、保育士確保事業において新卒保育士に加えて潜在保育士に対する補助や、潜在保育士の就労支援のための保育の実践に関する研修を実施したほか、保育士奨学金返済支援事業や保育士宿舍借り上げ支援事業の継続実施等を行うことで保育士の確保・定着化に努めるとともに、小規模保育事業所に加え認可外保育施設への巡回支援や、法人保育施設の保育士を対象とするキャリアアップ研修等を実施することで保育の質の向上に努めた。また、小規模保育事業の公募により5箇所81人、認可保育所の公募により3箇所175人の定員を確保するなど、前年4月と比べ366人の定員増が図られた。また、保育施設の弾力枠を活用することで定員を超える42人の受入を行い、認可保育所の公募等により令和4年4月までに260人の定員増を確保した。しかしながら、保育士不足が喫緊の課題であり、保育士の確保や離職防止に繋げるための支援策、新卒保育士・潜在保育士等の就職支援や保育所等への雇用支援が必要である。また、保育を利用しながら就労と子育てを両立するといった子育て家庭のライフスタイルの変化が進むなど保育需要は大幅に上昇しており、更なる待機児童対策が必要である。また、施設整備における進捗管理を徹底する必要がある。</p> <p>児童ホームについては、教室の活用により定員拡大を行った。老朽化したプレハブ児童ホームの環境改善のため、4校において教室に移転を行った。また、民間児童ホームについては、放課後児童クラブ設置促進事業等により238人の定員増を図った。しかしながら、待機児童の解消に向けて引き続き、公設児童ホーム及び民間児童ホームの定員拡大に取り組む必要がある。また、老朽化したプレハブ児童ホームの環境改善及び指導員の確保が課題である。</p> <p>・今後の取組方針</p> <p>待機児童の解消に向けては、市独自の保育士確保策を推進することが必要である。また、保育所・児童ホームの定員拡大に取り組むとともに、老朽化施設の環境改善を計画的に行うべきである。</p>		

《提言に対する取組状況》

【令和4年度予算編成への反映状況及び今後の取組方針】

保育所等の待機児童は、施設整備の補助による保育量の確保や、新卒・潜在保育士に対する就労支援金等の保育士確保策など、様々な対策を講じているものの、未だ解消に至らない状況にあることから、次に掲げる対策を講じることで、更なる保育施設の定員拡大や保育士確保を図り、待機児童の早期解消に努める。

- 定員拡大については、2か所の認可保育所及び3か所の小規模保育事業所の新設や、老朽化対策として建替えを行う北難波保育所、大西保育所において定員を拡大することなどにより、令和4年4月時点の保育所等の定員が前年に比べ約350人増加する。また、令和5年に向けては、2か所の認可保育所を新設するなど現状で約200人の定員増を確保しており、引き続き、施設整備にかかる進捗管理を徹底する。
- 待機児童の多いエリアにおける更なる定員拡大に向け、認可保育所の新設にかかる整備費の一部補助や、老朽化した法人保育園の定員増を伴う建替えに対して補助を行い、保育環境の改善と早期の待機児童解消を図る。
- 保育士確保については、令和3年7月に「保育士・保育所支援センター」を設置し、10月には本格稼働する中で、保育士の就職支援や保育所等への雇用支援、市内で働く保育士に対する相談支援などを行っている。今後も保育士養成校やハローワークとの連携、センターでの窓口相談を継続して行うほか、ショッピングモールでの出張相談会を拡充して実施する。また、市内在住の保育士資格を有する方へセンターに関するお知らせを直接送付するとともにウェブ広告を実施するなど、本事業の認知度の向上を図り保育士確保に繋げる。
- 潜在保育士の確保に向けた就労支援金の支給については、これまで実施してきた常勤に加え、短時間勤務の保育士も対象とすることで更なる保育士確保に向けて取り組む。

児童ホームの待機児童解消のため、公設児童ホームにおいては定員拡大や老朽化したプレハブ児童ホームの環境改善に向けて、引き続き教育委員会と連携して学校と余裕教室の活用に向けた協議を行うとともに、民間児童ホーム（民間事業者が実施する放課後児童健全育成事業）の設置補助等の利用促進策による定員拡大に取り組む。

4 「新型コロナウイルス感染症への対応」について

《提言内容》

新型コロナウイルス感染症への対応

【結核・感染症対策】・【行政の災害対応力の向上】・【ものづくり産業、技術等支援】・【商業活性化の取組】・【金融支援】・【財政規律・財政目標の進行管理】

・ 成果と課題

新型コロナウイルス感染症への対応において、医療・感染拡大防止の面では、医療機関に行政検査を委託するなど外来診療・検査体制の整備強化を図るとともに、クラスター防止に向けた大規模・集中的な検査、入院待機中の陽性患者に対する往診体制の整備などに取り組んできた。また、新型コロナワクチンの接種開始に向け、専任体制を敷くなどの取組を進めた。今後は、自宅療養者に必要な医療等を提供するための取組等を着実に進めていく必要がある。避難所対策では、感染症に対応したガイドライン・避難所運営マニュアルを作成するとともに、コロナ禍における避難を想定した防災総合訓練を実施した。新規感染者数の急増など刻々と変化する状況に対応するため、避難所開設・運用マニュアルの点検・確認を行うとともに、訓練を通じてマニュアルの検証を行う必要がある。事業者への支援では、コロナ禍で影響を受けた事業者に対し「事業継続支援給付金」や「感染症拡大防止対策等支援補助金」等を交付し、「市内テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付」や、飲食店等へ「あま咲きチケット事業」や「テイクアウト・デリバリー等促進支援事業」を実施した。引き続き、感染拡大の影響は継続しており、幅広い業種の事業者に対して支援策を講じる必要がある。また、このような状況が引き続き収支に影響を与える可能性を踏まえ特例的に収益事業収入の増額措置を行ったことなどにより、財政調整基金残高が69.5億円から94.3億円となった。

・ 今後の取組方針

新型コロナウイルス感染症対策については、対応を強化するべきである。避難所対策では、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や海外からの帰国者等自宅待機者が避難できるガイドラインやマニュアルを、現行の対処方針や現場状況等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うべきである。また、市民の救急要請に確実に応えられるように、消防・救急隊員への感染防止対策を徹底すること。新型コロナウイルス感染拡大の影響による厳しい経営を余儀なくされる事業者に対しては、幅広い業種に対し支援を行うべきである。

今後は、新型コロナウイルス感染の動向による市民生活への影響を注視し、市民ニーズに対応した事業について、国庫補助等の特定財源を最大限活用した上で、財政調整基金の柔軟な活用等も含め、迅速かつ適切な予算措置を行い、事業実施をすることで市民生活を支えていくべきである。

《提言に対する取組状況》

【令和4年度予算編成への反映状況及び今後の取組方針】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けては、ワクチン接種体制の強化をはじめ、市民及び事業者を支えるべく次に掲げる対策を引き続き実施していく。

- 新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）について、国からのワクチンの供給量を踏まえつつ、迅速かつ円滑に接種を推進するとともに、接種券付き予診票や接種証明書の発行などができる接種証明等事務センターを設置し、市民の利便性向上を図っている。
- コロナ禍での避難対策として策定したガイドラインや避難所運営マニュアルについては、陽性患者の自宅療養を認めるといった兵庫県の方針転換などの状況変化を踏まえ、令和3年7月に改定し、市内小学校での避難所開設・運営訓練を通じてその内容検証を行った。

引き続き、災害マネジメントシステムによるリアルタイムな避難所混雑状況等の公開を行うほか、新規感染者数の急増など刻々と変化する状況に対応するため、庁内連携に努めていく。また、避難所に配備している感染症対策備蓄品については、消費期限に応じてローリングストックを実施していく。

- 安定した救急体制を確保するため救急隊員等の感染防止に向け、感染防止衣やマスク等の備えを実施している。

また、事業者等に対する支援については次に掲げる対策に取り組んでいく。

- 市内中小企業者を対象に、生産性の向上に資する製造機器設備の自動化及び作業環境の改善等に必要な経費の一部補助を行う。
- 市内中小企業者を対象に、感染症や地震・台風等の災害による事業中断を防ぐとともに、経営資源（従業員・設備等）を守るために策定するBCP（事業継続計画）の策定に必要な経費の一部補助等を行う。
- 市内事業者の安定した企業経営を継続することを目的にコーディネーター等を活用した販路開拓と人材確保の機会を創出する事業を実施する。
- 市民・事業者双方への支援といった観点から、電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用しポイント還元事業を実施するとともに、「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象とならない子育て世帯を対象に、「あま咲きコイン」の給付を行う。

なお、今後も感染状況や国の動向を注視しながら、国庫補助や財政調整基金の活用も見据える中で事業を検討し、補正予算等の中でお示しをすることで、感染拡大防止を図るとともに市民生活や事業者を支えていく。